

2026年3月24日

各位

会 社 名 トヨタアセット準備株式会社
代 表 者 名 代表取締役 戸 田 陽

株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

トヨタアセット準備株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年1月14日、株式会社豊田自動織機（証券コード：6201、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミアム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式の全て（但し、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）が所有する対象者株式74,100,604株（所有割合（注）：24.66%）、及び、対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年1月15日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2026年3月23日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

（注）「所有割合」とは、対象者が2026年2月3日に公表した「2026年3月期 第3四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（325,840,640株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（25,368,090株）を控除した株式数（300,472,550株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じです。）をいいます。

記

1. 本公開買付けの概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名称 トヨタアセット準備株式会社
所在地 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

（2）対象者の名称

株式会社豊田自動織機

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
226,373,268（株）	126,215,300（株）	－（株）

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（126,215,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付け予定数の上限を設定しておりませんので、買付け予定数は本公開買付けにより公開買付け者が取得する株券等の最大数である 226,373,268 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が 2025 年 10 月 31 日に公表した「2026 年 3 月期 第 2 四半期（中間期）決算短信〔IFRS〕（連結）」に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（325,840,640 株）から同日現在トヨタ自動車が所有する株式数（74,100,604 株）及び対象者が所有する自己株式数（25,366,768 株）を控除した株式数になります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2026 年 1 月 15 日（木曜日）から 2026 年 3 月 23 日（月曜日）まで（45 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 20,600 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付け予定数の下限（126,215,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（191,087,116 株）が買付け予定数の下限（126,215,300 株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（2026 年 2 月 12 日付、2026 年 3 月 2 日付及び 2026 年 3 月 6 日付の公開買付け条件等の変更の公告及び公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2026 年 3 月 24 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	191,087,116 株	191,087,116 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株

株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	191, 087, 116 株	191, 087, 116株
(潜在株券等の数の合計)	(一株)	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	903, 919 個	(買付け等前における株券等所有割合 30.08%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1, 910, 871 個	(買付け等後における株券等所有割合 63.60%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	741, 006 個	(買付け等後における株券等所有割合 24.66%)
対象者の総株主等の議決権の数	3, 003, 013 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年11月11日に提出した第148期中半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数は100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（325,840,640株）から、同日現在の対象者の所有する自己株式数（25,368,090株）を控除した株式数（300,472,550株）に係る議決権の数（3,004,725個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日

2026年3月30日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外

国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が 2026 年 1 月 14 日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026 年 2 月 12 日付、2026 年 3 月 2 日付及び 2026 年 3 月 6 日付「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。）に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第 180 条に基づき行う株式併合（以下「本株式併合」といい、本株式併合により対象者の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しておりますので、本スクイーズアウト手続を実施した場合、対象者株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止になります。

今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

トヨタアセット準備株式会社

（東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄 3 丁目 8 番 20 号）

以上

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、国際会計基準（IFRS）に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者とはならないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。

す。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点でトヨタ不動産株式会社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、トヨタ不動産株式会社、公開買付者及びそれぞれの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。